第２　租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和 50 年２月 14 日付直法２－２「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一　目　次

改　　正　　後	改　　正　　前
第１章　中小企業者等の法人税率の特例	**第１章　中小企業者等の法人税率の特例**
第 42 条の３の２《中小企業者等の法人税率の特例》関係	第 42 条の３の２《中小企業者等の法人税率の特例》関係
第１章の２　特別税額控除及び減価償却の特例	**第１章の２　特別税額控除及び減価償却の特例**
第 42 条の４《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の４《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係
第１款　試験研究の範囲	第１款　試験研究の範囲
第２款　試験研究費の額	第２款　試験研究費の額
第３款　中小企業者	第３款　中小企業者
第４款　その他	第４款　その他
第 42 条の５～第 48 条《共通事項》関係	第 42 条の５～第 48 条《共通事項》関係
第 42 条の６《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の６《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の９《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の９《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 10《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 10《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 11《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 11 の２《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の２《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 11 の３《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の	第 42 条の 11 の３《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の

改　　正　　後	改　　正　　前
特別償却又は法人税額の特別控除》関係	特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第42条の12の２《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係	第42条の12の２《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係
第42条の12の４《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第42条の12の４《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第42条の12の５《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係	第42条の12の５《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係
第42条の12の６《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第42条の12の６《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第42条の12の７《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第42条の12の７《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第43条《特定船舶の特別償却》関係	第43条《特定船舶の特別償却》関係
第43条の２《被災代替資産等の特別償却》関係	第43条の２《被災代替資産等の特別償却》関係
第44条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係	第44条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係
第44条の２《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係	第44条の２《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係
第44条の３《共同利用施設の特別償却》関係	第44条の３《共同利用施設の特別償却》関係
第44条の４《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係	第44条の４《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係
第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係	第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係
第45条の２《医療用機器等の特別償却》関係	第45条の２《医療用機器等の特別償却》関係
	第46条《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係
第46条《輸出事業用資産の割増償却》関係	第46条の２《輸出事業用資産の割増償却》関係
第47条《特定都市再生建築物の割増償却》関係	第47条《特定都市再生建築物の割増償却》関係
第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係	第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
第52条の３《準備金方式による特別償却》関係	第52条の３《準備金方式による特別償却》関係
第２章　準備金等	**第２章　準備金等**
第55条～第57条の８《共通事項》関係	第55条～第57条の８《共通事項》関係
第55条《海外投資等損失準備金》関係	第55条《海外投資等損失準備金》関係
第56条《中小企業事業再編投資損失準備金》関係	第56条《中小企業事業再編投資損失準備金》関係
第57条の４《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係	第57条の４《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係
第57条の５《保険会社等の異常危険準備金》関係	第57条の５《保険会社等の異常危険準備金》関係
第57条の６《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係	第57条の６《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係
第57条の７《関西国際空港用地整備準備金》関係	第57条の７《関西国際空港用地整備準備金》関係
第57条の７の２《中部国際空港整備準備金》関係	第57条の７の２《中部国際空港整備準備金》関係
第57条の８《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係	第57条の８《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係
第57条の９《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係	第57条の９《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係
第３章　削　除	**第３章　削　除**
第４章　鉱業所得の課税の特例	**第４章　鉱業所得の課税の特例**
第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係	第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係
第５章　沖縄の認定法人の課税の特例	**第５章　沖縄の認定法人の課税の特例**
第60条《沖縄の認定法人の課税の特例》関係	第60条《沖縄の認定法人の課税の特例》関係
第５章の２　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	**第５章の２　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例**
第61条《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例》関係	第61条《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例》関係
第６章　削　除	**第６章　削　除**

改　　正　　後	改　　正　　前
第７章　認定農地所有適格法人の課税の特例	**第７章　認定農地所有適格法人の課税の特例**
第 61 条の２《農業経営基盤強化準備金》関係	第 61 条の２《農業経営基盤強化準備金》関係
第 61 条の３《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係	第 61 条の３《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係
第８章　交際費等の課税の特例	**第８章　交際費等の課税の特例**
第 61 条の４《交際費等の損金不算入》関係	第 61 条の４《交際費等の損金不算入》関係
第１款　交際費等の範囲	第１款　交際費等の範囲
第２款　損金不算入額の計算	第２款　損金不算入額の計算
第９章　土地の譲渡等がある場合の特別税率	**第９章　土地の譲渡等がある場合の特別税率**
第 62 条の３《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係	第 62 条の３《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係
第１款　課税対象の範囲等	第１款　課税対象の範囲等
第２款　収益の額	第２款　収益の額
第３款　原価の額	第３款　原価の額
第４款　直接又は間接に要した経費の額等	第４款　直接又は間接に要した経費の額等
第５款　適用除外関係	第５款　適用除外関係
第６款　その他	第６款　その他
第 63 条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係	第 63 条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係
第１款　課税対象の範囲等	第１款　課税対象の範囲等
第２款　収益の額	第２款　収益の額
第３款　原価の額	第３款　原価の額
第４款　直接又は間接に要した経費の額等	第４款　直接又は間接に要した経費の額等
第５款　適用除外関係	第５款　適用除外関係
第６款　その他	第６款　その他

改　　正　　後	改　　正　　前
第 10 章　資産の譲渡の場合の課税の特例	**第 10 章　資産の譲渡の場合の課税の特例**
第 64 条～第 66 条《共通事項》関係	第 64 条～第 66 条《共通事項》関係
第 64 条～第 65 条の２《収用等の場合の課税の特例》関係	第 64 条～第 65 条の２《収用等の場合の課税の特例》関係
第１款　収用等の範囲	第１款　収用等の範囲
第２款　補償金の範囲等	第２款　補償金の範囲等
第３款　圧縮記帳等の計算	第３款　圧縮記帳等の計算
第４款　収用証明書等	第４款　収用証明書等
第 65 条の２《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の２《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の３《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の３《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の４《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の４《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の５《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の５《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の５の２《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係	第 65 条の５の２《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係
第１款　対象資産の範囲等	第１款　対象資産の範囲等
第２款　その他	第２款　その他
第 65 条の６《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係	第 65 条の６《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係
第 65 条の７～第 65 条の９《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係	第 65 条の７～第 65 条の９《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係
第１款　対象資産の範囲等	第１款　対象資産の範囲等
第２款　事業の用に供したことの意義等	第２款　事業の用に供したことの意義等
第３款　圧縮限度額の計算等	第３款　圧縮限度額の計算等
第４款　特別勘定	第４款　特別勘定
第５款　その他	第５款　その他
第 66 条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係	第 66 条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
第66条の２《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》関係	第66条の２《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》関係
第11章　国外関連者との取引に係る課税の特例等	**第11章　国外関連者との取引に係る課税の特例等**
第66条の４《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係	第66条の４《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係
第１款　特殊の関係	第１款　特殊の関係
第２款　独立企業間価格の算定方法の選定	第２款　独立企業間価格の算定方法の選定
第３款　比較対象取引	第３款　比較対象取引
第４款　独立企業間価格の算定	第４款　独立企業間価格の算定
第５款　利益分割法の適用	第５款　利益分割法の適用
第６款　取引単位営業利益法の適用	第６款　取引単位営業利益法の適用
第７款　ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用	第７款　ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用
第８款　棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用	第８款　棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用
第９款　特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用	第９款　特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用
第10款　申告調整等	第10款　申告調整等
第11款　国外移転所得金額の取扱い等	第11款　国外移転所得金額の取扱い等
第12款　その他	第12款　その他
第11章の２　外国法人の内部取引に係る課税の特例	**第11章の２　外国法人の内部取引に係る課税の特例**
第66条の４の３《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係	第66条の４の３《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係
第１款　独立企業間価格の算定方法の選定	第１款　独立企業間価格の算定方法の選定
第２款　比較対象取引	第２款　比較対象取引
第３款　独立企業間価格の算定	第３款　独立企業間価格の算定
第４款　利益分割法の適用	第４款　利益分割法の適用
第５款　取引単位営業利益法の適用	第５款　取引単位営業利益法の適用
第６款　ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用	第６款　ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用

改　　正　　後	改　　正　　前
第７款　棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第８款　特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用 第９款　申告調整等 第10款　国外移転所得金額の取扱い等	第７款　棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第８款　特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用 第９款　申告調整等 第10款　国外移転所得金額の取扱い等
第 11 章の３　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供 第 66 条の４の４《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係	**第 11 章の３　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供** 第 66 条の４の４《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係
第 12 章　支払利子等に係る課税の特例 第 66 条の５《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第 66 条の５の２及び第 66 条の５の３《対象純支払利子等に係る課税の特例》関係	**第 12 章　支払利子等に係る課税の特例** 第 66 条の５《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第 66 条の５の２及び第 66 条の５の３《対象純支払利子等に係る課税の特例》関係
第 13 章　内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 第 66 条の６～第 66 条の９《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係 第 66 条の９の２～第 66 条の９の５《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係	**第 13 章　内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例** 第 66 条の６～第 66 条の９《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係 第 66 条の９の２～第 66 条の９の５《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係
第 14 章　その他の特例 第 66 条の 10《技術研究組合の所得の計算の特例》関係 第 66 条の 11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 66 条の 11 の２《特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例》関係	**第 14 章　その他の特例** 第 66 条の 10《技術研究組合の所得の計算の特例》関係 第 66 条の 11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 66 条の 11 の２《特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
第 66 条の 13《特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例》関係	第 66 条の 13《特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例》関係
第 67 条《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係	第 67 条《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係
第 67 条の３《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係	第 67 条の３《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係
第 67 条の４《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係	第 67 条の４《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係
第 67 条の５《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係	第 67 条の５《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係
第 67 条の６《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係	第 67 条の６《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係
第 67 条の 12《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係	第 67 条の 12《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係
第 67 条の 18《国外所得金額の計算の特例》関係	第 67 条の 18《国外所得金額の計算の特例》関係
第 68 条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係	第 68 条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係
第 68 条の２の２《認定株式分配に係る課税の特例》関係	第 68 条の２の２《認定株式分配に係る課税の特例》関係
第 68 条の２の３《適格合併等の範囲等に関する特例》関係	第 68 条の２の３《適格合併等の範囲等に関する特例》関係
第１款　合併法人等	第１款　合併法人等
第２款　特定軽課税外国法人等	第２款　特定軽課税外国法人等

二　第 42 条の５～第 48 条《共通事項》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）	（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）
42 の 5～48(共)－3 の 2　措置法第 42 条の６第２項、第 42 条の９第１項、第 42 条の 10 第２項、第 42 条の 11 第２項、第 42 条の 11 の２第２項、第 42 条の 11 の３第２項、第 42 条の 12 の４第２項、第 42 条の 12 の６第２項若しくは第 42 条の 12 の７第４項に規定する税額控除限度額又は同条第６項に規定する生産	42 の 5～48(共)－3 の 2　措置法第 42 条の６第２項、第 42 条の９第１項、第 42 条の 10 第２項、第 42 条の 11 第２項、第 42 条の 11 の２第２項、第 42 条の 11 の３第２項、第 42 条の 12 の４第２項、第 42 条の 12 の６第２項若しくは第 42 条の 12 の７第４項に規定する税額控除限度額又は同条第６項に規定する生産

改　　正　　後	改　　正　　前
工程効率化等設備税額控除限度額（以下「税額控除限度額等」という。）の計算の基礎となる措置法第42条の６第１項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の９第１項に規定する工業用機械等、措置法第42条の10第１項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11第１項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11の２第１項に規定する特定事業用機械等、措置法第42条の11の３第１項に規定する特定建物等、措置法第42条の12の４第１項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第42条の12の６第１項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第42条の12の７第４項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第３項に規定する生産工程効率化等設備（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。	工程効率化等設備等税額控除限度額（以下「税額控除限度額等」という。）の計算の基礎となる措置法第42条の６第１項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の９第１項に規定する工業用機械等、措置法第42条の10第１項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11第１項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11の２第１項に規定する特定事業用機械等、措置法第42条の11の３第１項に規定する特定建物等、措置法第42条の12の４第１項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第42条の12の６第１項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第42条の12の７第４項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第３項に規定する生産工程効率化等設備等（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。
⑴　法人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合　令第54条第３項の規定により同条第１項の取得価額とみなすこととされる金額	⑴　法人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合　令第54条第３項の規定により同条第１項の取得価額とみなすこととされる金額
⑵　法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定されている場合　令第54条第１項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第54条第３項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額	⑵　法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定されている場合　令第54条第１項各号に定める額から当該供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第54条第３項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額
㊟１　⑵の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、法第42条第１項に規定する国庫補助金等若しくは法第45条第１項の金銭の交付を受け、法第46条第１項の賦課に基づいて納付され、又は法第47条第１項に規定	㊟１　⑵の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、法第42条第１項に規定する国庫補助金等若しくは法第45条第１項の金銭の交付を受け、法第46条第１項の賦課に基づいて納付され、又は法第47条第１項に規定

改　　正　　後	改　　正　　前
する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額(法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。 2　法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額等の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を⑵に定める金額によることなく令第 54 条第1項各号に定める金額に基づき税額控除限度額等を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額等を修正することに留意する。	する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額(法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。 2　法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額等の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を⑵に定める金額によることなく令第 54 条第1項各号に定める金額に基づき税額控除限度額等を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額等を修正することに留意する。

三　第42条の11の3(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定） **42の11の3−3**　措置法令第27条の11の3に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が3,500万円以上（同条に規定する中小企業者にあっては1,000万円以上）であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の11の3に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－	**（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定）** **42の11の3−3**　措置法令第27条の11の3に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,500万円以上（同条に規定する中小企業者にあっては1,000万円以上）であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の11の3に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－

改　　正　　後	改　　正　　前
３の２(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。	３の２(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。
（取得価額の合計額が 80 億円を超えるかどうかの判定） **42 の 11 の 3－4**　措置法第 42 条の 11 の３の規定の適用上、一の特定業務施設（同条第１項に規定する特定業務施設をいう。以下同じ。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 80 億円を超えるかどうかは、その特定業務施設が記載された同項又は同条第２項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画ごとに判定することに留意する。	（新　設）
（２以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算） **42 の 11 の 3－5**　措置法第 42 条の 11 の３第１項に規定する特定建物等（以下「特定建物等」という。）に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が 80 億円を超えるものを２以上の事業年度において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 80 億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における同項の規定による特別償却限度額又は同条第２項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定建物等の取得価額は、次の算式による。 （算式） $\left(80\text{億円} - \text{超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した特定建物等の取得価額の合計額（注）}\right) \times \dfrac{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定建物等の取得価額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定建物等の取得価額の合計額}}$ ㊟　超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の特定建物等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。	（新　設）
（特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）	**（特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）**

改　　正　　後	改　　正　　前
42の11の3−6　法人が特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）後の事業年度においてその特定建物等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る措置法第42条の11の３第２項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。	42の11の3−4　法人が措置法第42条の11の３第１項に規定する特定建物等（以下「特定建物等」という。）を事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）後の事業年度においてその特定建物等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る同条第２項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

四　第42条の12の４（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定経営力向上設備等の取得価額要件の判定） 42の12の4−5　措置法令第27条の12の４第２項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウエアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウエアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の５～48(共)－３の２(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の12の４第２項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウエア」と読み替えた場合における42の５～48(共)－３の２(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の５～48(共)－３の２(2)に掲げる場合にあっては、42の５～48(共)－３の２(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。	（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定経営力向上設備等の取得価額要件の判定） 42の12の4−5　措置法令第27条の12の４第２項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウエアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウエアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の５～48(共)－３の２(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の12の４第３項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウエア」と読み替えた場合における42の５～48(共)－３の２(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の５～48(共)－３の２(2)に掲げる場合にあっては、42の５～48(共)－３の２(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。

五　第42条の12の５（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（常時使用する従業員の範囲） 42の12の5－1　措置法第42条の12の５第１項、第２項及び第５項第10号の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。	（常時使用する従業員の範囲） 42の12の5－1　措置法第42条の12の５第１項の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。
（公益法人等の従業員の範囲） 42の12の5－1の2　公益法人等について、措置法第42条の12の５第１項若しくは第２項の規定により常時使用する従業員の数が 1,000 人以上であるかどうかを判定する場合、同条第１項の規定により常時使用する従業員の数が 2,000 人を超えるかどうかを判定する場合又は同条第５項第 10 号の規定により常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であるかどうか若しくは常時使用する従業員の数の合計数が 10,000 人を超えるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。	（公益法人等の従業員の範囲） 42の12の5－1の2　資本金の額又は出資金の額が10億円以上である公益法人等について、措置法第42条の12の５第１項の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以上であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。
（中小企業者であるかどうかの判定の時期） 42の12の5－1の3　措置法第42条の12の５第３項の規定の適用上、法人が措置法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。 ⑴　通算法人以外の法人　当該法人の措置法第42条の12の５第３項の規定の適用を受ける事業年度終了の時の現況による。 ⑵　通算法人　当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の同項の規定の	（中小企業者であるかどうかの判定の時期） 42の12の5－1の3　措置法第42条の12の５第２項の規定の適用上、法人が措置法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。 ⑴　通算法人以外の法人　当該法人の措置法第42条の12の５第２項の規定の適用を受ける事業年度終了の時の現況による。 ⑵　通算法人　当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の同項の規定の

改　　正　　後	改　　正　　前
適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の適用事業年度終了の時の現況による。 ㈱１　⑵の取扱いは、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。 ２　措置法第 42 条の 12 の５第４項の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用を受ける事業年度終了の時において中小企業者に該当する必要はないが、同条第５項第 12 号に規定する繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時において中小企業者に該当する必要があることに留意する。	適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の適用事業年度終了の時の現況による。 ㈱　通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。
（給与等の範囲） **42 の 12 の 5－1 の 4**　措置法第 42 条の 12 の５第５項第３号の給与等とは、所得税法第 28 条第１項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）に記載された支給額（措置法第 42 条の 12 の５第５項第２号の国内雇用者において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第 42 条の 12 の５第５項第４号及び第５号並びに第９号及び第 11 号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。	**（給与等の範囲）** **42 の 12 の 5－1 の 4**　措置法第 42 条の 12 の５第３項第３号の給与等とは、所得税法第 28 条第１項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）に記載された支給額（措置法第 42 条の 12 の５第３項第２号の国内雇用者において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。）のみを対象として同項第４号及び第５号並びに第９号及び第 10 号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。
（補塡額の範囲） **42 の 12 の 5－2**　措置法第 42 条の 12 の５第５項第４号から第６号まで、第９号及び第 11 号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「補塡額」には、補助金等（補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに類する性質を有するものをいい、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第１項第１号	**（他の者から支払を受ける金額の範囲）** **42 の 12 の 5－2**　措置法第 42 条の 12 の５第３項第４号から第６号まで、第９号及び第 10 号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

改　　正　　後	改　　正　　前
に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものを除く。以下同じ。）のうち次に掲げるものの交付額が該当する。	
⑴　補助金等の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされているもの	⑴　補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額
⑵　⑴に掲げるもののほか、補助金等の交付額の算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの	⑵　⑴以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの
㊟１　補助金等には、役務の提供に対する対価の性質を有するものは含まれないことに留意する。 ２　例えば、次の⑴の金額は本文の「補塡額」に該当し、次の⑵の額は役務の提供に対する対価の性質を有するため本文の「補塡額」に該当しない。 ⑴　法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（以下「給与負担金の額」という。） ⑵　看護職員処遇改善評価料の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、イからハまでに掲げる報酬の額その他これらに類する公定価格（法令又は法令に基づく行政庁の命令、許可、認可その他の処分に基づく価格をいう。）が設定されている取引における取引金額に含まれる額 イ　健康保険法その他法令の規定に基づく診療報酬の額	⑶　⑴及び⑵以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（以下「給与負担金の額」という。）

改　　正　　後	改　　正　　前
ロ　介護保険法その他法令の規定に基づく介護報酬の額 ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他法令の規定に基づく障害福祉サービス等報酬の額	
（雇用安定助成金額の範囲） **42の12の5－2の2**　措置法第42条の12の５第５項第４号及び第６号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第１項第１号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」には、次のものが該当する。 ⑴　雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額 ⑵　⑴に上乗せして支給される助成金の額その他の⑴に準じて地方公共団体から支給される助成金の額	**（雇用安定助成金額の範囲）** **42の12の5－2の2**　措置法第42条の12の５第３項第４号及び第６号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第１項第１号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。 ⑴　雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額 ⑵　⑴に上乗せして支給される助成金の額その他の⑴に準じて地方公共団体から支給される助成金の額
（出向先法人が支出する給与負担金） **42の12の5－3**　出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第42条の12の５第５項第４号及び第５号並びに第９号及び第11号の「給与等の支給額」に含まれる。この場合において、当該出向者が当該出向元法人において雇用保険法第60条の２第１項第１号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に該当するときは、当該出向者は当該出向先法人において一般被保険者に該当するものとして、措置法第42条の12の５第５項第４号の継続雇用者給与等支給額及び同項第５号の継続雇用者比較給与等支給額を算定する。	**（出向先法人が支出する給与負担金）** **42の12の5－3**　出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第42条の12の５第３項第４号及び第５号並びに第９号及び第10号の「給与等の支給額」に含まれる。この場合において、当該出向者が当該出向元法人において雇用保険法第60条の２第１項第１号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に該当するときは、当該出向者は当該出向先法人において一般被保険者に該当するものとして、措置法第42条の12の５第３項第４号の継続雇用者給与等支給額及び同項第５号の継続雇用者比較給与等支給額を算定する。
（資産の取得価額に算入された給与等）	**（資産の取得価額に算入された給与等）**

改　　正　　後	改　　正　　前
42の12の5－4　措置法第42条の12の5第5項第4号及び第5号並びに第9号及び第11号の「給与等の支給額」は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウエアの取得価額に算入された給与等の額について、法人が継続してその給与等を支給した日の属する事業年度の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。 （被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額） 42の12の5－5　措置法第42条の12の5第5項第12号に規定する繰越税額控除限度超過額（以下「繰越税額控除限度超過額」という。）を有している法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。）に該当するときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。）に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。	42の12の5－4　措置法第42条の12の5第3項第4号及び第5号並びに第9号及び第10号の「給与等の支給額」は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウエアの取得価額に算入された給与等の額について、法人が継続してその給与等を支給した日の属する事業年度の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。 （新　設）

六　第42条の12の7《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与） 42の12の7－2　措置法第42条の12の7第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作をした同項又は同条第4項に規定する情報技術事業適応	（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与） 42の12の7－2　措置法第42条の12の7第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作をした同項又は同条第4項に規定する情報技術事業適応

改　　正　　後	改　　正　　前
設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。同条第３項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした同項に規定する生産工程効率化等設備（以下「生産工程効率化等設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。	設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。同条第３項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する生産工程効率化等設備等を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。
（中小企業者であるかどうかの判定の時期） 42の12の7－4　措置法第42条の12の７第６項の規定の適用上、法人が措置法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。 ⑴　通算法人以外の法人　当該法人の生産工程効率化等設備の取得等をした日及び当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況による。 ⑵　通算法人　当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。 イ　当該通算法人が生産工程効率化等設備の取得等をした日 ロ　当該通算法人が当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した日 ハ　当該通算法人の措置法第42条の12の７第６項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日 ㈜　通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。	（新　設）

七　第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（公益法人等の従業員の範囲） 42の13－4　公益法人等について、措置法第42条の13第５項第１号イ(1)の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以上であるかどうかを判定する場合又は同号イ(1)の規定により常時使用する従業員の数が2,000人を超えるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。	（公益法人等の従業員の範囲） 42の13－4　資本金の額又は出資金の額が10億円以上である公益法人等について、措置法第42条の13第５項第１号イ(1)の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以上であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。

八　第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（生産等設備等の範囲） 45－1　措置法令第28条の９第２項各号及び第10項に規定する生産等設備は、措置法第45条第１項の表の各号の第３欄に掲げる製造業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第28条の９第４項、第６項若しくは第９項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。 同条第20項、第22項又は第24項に規定する設備についても、同様とする。 （一の生産等設備等の取得価額基準の判定） 45－2　措置法令第28条の９第２項各号又は第10項の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第45条第１項又は第２項に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについては、当該一の生産等	（生産等設備等の範囲） 45－1　措置法令第28条の９第２項各号及び第10項に規定する生産等設備は、措置法第45条第１項の表の各号の第３欄に掲げる製造業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第28条の９第４項、第６項若しくは第９項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。 同条第20項、第22項、第24項又は第26項に規定する設備についても、同様とする。 （一の生産等設備等の取得価額基準の判定） 45－2　措置法令第28条の９第２項各号又は第10項の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第45条第１項又は第２項に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについては、当該一の生産等

改　　正　　後	改　　正　　前
設備を構成する減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定（当該他の特別償却等の規定に係る措置法第52条の３の規定を含む。以下同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。 措置法令第28条の９第20項各号、第22項各号又は第24項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第 45 条第３項の表の各号の下欄に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについても、同様とする。	設備を構成する減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定（当該他の特別償却等の規定に係る措置法第52条の３の規定を含む。以下同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。 措置法令第28条の９第20項各号、第22項各号、第24項各号又は第26項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第 45 条第３項の表の各号の下欄に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについても、同様とする。
（圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定） **45－3**　措置法令第28条の９第２項第１号イ又は第２号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかを判定する場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき（42 の５～48(共)－３の２(2)中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第28条の９第２項第１号イ又は第２号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における42の５～48(共)－３の２(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の５～48(共)－３の２(2)に掲げる場合にあっては、42の５～48(共)－３の２(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。 同項第１号ロ若しくは第２号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円、1,000万円若しくは2,000万円以上であるかどうか又は同条第20項各号、第22項各号若しくは第24項各号の一の設備を構成す	**（圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定）** **45－3**　措置法令第28条の９第２項第１号イ又は第２号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかを判定する場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき（42 の５～48(共)－３の２(2)中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第28条の９第２項第１号イ又は第２号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における42の５～48(共)－３の２(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の５～48(共)－３の２(2)に掲げる場合にあっては、42の５～48(共)－３の２(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。 同項第１号ロ若しくは第２号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円、1,000万円若しくは2,000万円以上であるかどうか又は同条第20項各号、第22項各号、第24項各号若しくは第26項各号の一

改　　正　　後	改　　正　　前
る減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。	の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。
（取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうか等の判定）	**（取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうか等の判定）**
45－9　措置法第 45 条の規定の適用上、同条第１項に規定する一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。 　同条第２項に規定する一の生産等設備を構成する旅館業用建物等の取得価額の合計額が 10 億円を超えるかどうか、措置法令第 28 条の９第２項第１号イ若しくは第２号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか、同項第１号ロ若しくは第２号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号若しくは第 24 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。	**45－9**　措置法第 45 条の規定の適用上、同条第１項に規定する一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。 　同条第２項に規定する一の生産等設備を構成する旅館業用建物等の取得価額の合計額が 10 億円を超えるかどうか、措置法令第 28 条の９第２項第１号イ若しくは第２号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか、同項第１号ロ若しくは第２号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号、第 24 項各号若しくは第 26 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。
（中小規模法人であるかどうか等の判定の時期）	**（中小規模法人であるかどうか等の判定の時期）**
45－13　措置法第 45 条第２項又は第３項の規定の適用上、法人が中小規模法人に該当するかどうかの判定（⑴に掲げる法人にあっては措置法第 42 条の４第 19 項第８号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を、⑵に掲げる法人にあっては同号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を、それぞれ除く。以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱い	**45－13**　措置法第 45 条第２項又は第３項の規定の適用上、法人が中小規模法人に該当するかどうかの判定（⑴に掲げる法人にあっては措置法第 42 条の４第 19 項第８号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を、⑵に掲げる法人にあっては同号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を、それぞれ除く。以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱い

改　　正　　後	改　　正　　前
によるものとする。 ⑴　通算法人以外の法人　当該法人の旅館業用建物等又は産業振興機械等の取得等をした日及び当該旅館業用建物等又は産業振興機械等を措置法第 45 条第２項に規定する旅館業又は同条第３項の表の各号の中欄に掲げる事業（以下「旅館業等」という。）の用に供した日の現況による。 ⑵　通算法人　当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。 イ　当該通算法人が旅館業用建物等又は産業振興機械等の取得等をした日 ロ　当該通算法人が当該旅館業用建物等又は産業振興機械等を旅館業等の用に供した日 ハ　当該通算法人の同条第２項又は第３項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日 ㈱１　通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。 ２　本文及び注書１の取扱いは、当該法人が措置法令第 28 条の９第 10 項第１号及び第３号、第 20 項第１号イ及びハ、第 22 項第１号イ及びハ並びに第 24 項第１号イ及びハに掲げる法人に該当するかどうかの判定について準用する。	によるものとする。 ⑴　通算法人以外の法人　当該法人の旅館業用建物等又は産業振興機械等の取得等をした日及び当該旅館業用建物等又は産業振興機械等を措置法第 45 条第２項に規定する旅館業又は同条第３項の表の各号の中欄に掲げる事業（以下「旅館業等」という。）の用に供した日の現況による。 ⑵　通算法人　当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。 イ　当該通算法人が旅館業用建物等又は産業振興機械等の取得等をした日 ロ　当該通算法人が当該旅館業用建物等又は産業振興機械等を旅館業等の用に供した日 ハ　当該通算法人の同条第２項又は第３項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日 ㈱１　通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。 ２　本文及び注書１の取扱いは、当該法人が措置法令第 28 条の９第 20 項第１号イ及びハ、第 22 項第１号イ及びハ、第 24 項第１号イ及びハ並びに第 26 項第１号イ及びハに掲げる法人に該当するかどうかの判定について準用する。

九　旧第 46 条《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止）	**第 46 条《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》**

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止）	関係 （特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲） 46－1　措置法第46条第１項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

十　第46条《輸出事業用資産の割増償却》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
第46条《輸出事業用資産の割増償却》関係 （特別償却の対象となる建物の附属設備） 46－1　措置法第46条第１項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。 （開発研究の意義） 46－2　措置法第46条第１項に規定する開発研究とは、措置法令第29条第２項各号に掲げる試験研究をいうのであるが、次に掲げるような試験研究を基礎とし、これらの試験研究の成果を企業化するためのデータの収集も含まれることに留意する。 ⑴　新たな製品のうち当該法人の既存の製品と構造、品種その他の特性が著しく異なるものの製造を目的として行う試験研究 ⑵　新たな製品を製造するために行う新たな資源の利用方法の研究 ⑶　新たな技術のうち当該法人の既存の技術と原理又は方法が異なるものの発	第46条の２《輸出事業用資産の割増償却》関係 （特別償却の対象となる建物の附属設備） 46の2－1　措置法第46条の２第１項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。 （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
明を目的として行う試験研究	

十一　第 48 条《倉庫用建物等の割増償却》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（廃　止） **（公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫）** 48－1　法人が公共上屋の上に倉庫を建設した場合には、その建設した倉庫について措置法令第 29 条の３第２項括弧書に規定する階数が２以上のものに該当するかどうかを判定することに留意する。 ㈱　公共上屋の上に１階の倉庫を建設した場合には、階数が２以上の倉庫には該当しない。	48－1　削　除 **（公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫）** 48－2　法人が公共上屋の上に倉庫を建設した場合には、その建設した倉庫について措置法令第 29 条の６第２項括弧書に規定する階数が２以上のものに該当するかどうかを判定することに留意する。 ㈱　公共上屋の上に１階の倉庫を建設した場合には、階数が２以上の倉庫には該当しない。

十二　第 61 条の４《交際費等の損金不算入》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（交際費等の支出の方法） 61の4(1)－23　措置法第61条の４第６項に規定する法人の支出する交際費等は、当該法人が直接支出した交際費等であると間接支出した交際費等であるとを問わないから、次の点に留意する。 ⑴　２以上の法人が共同して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をして、その費用を分担した場合においても交際費等の支出があったものとする。	**（交際費等の支出の方法）** 61の4(1)－23　措置法第61条の４第６項に規定する法人の支出する交際費等は、当該法人が直接支出した交際費等であると間接支出した交際費等であるとを問わないから、次の点に留意する。 ⑴　２以上の法人が共同して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をして、その費用を分担した場合においても交際費等の支出があったものとする。

改　　正　　後	改　　正　　前
⑵　同業者の団体等が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をしてその費用を法人が負担した場合においても、交際費等の支出があったものとする。 ⑶　法人が団体等に対する会費その他の経費を負担した場合においても、当該団体が専ら団体相互間の懇親のための会合を催す等のために組織されたと認められるものであるときは、その会費等の負担は交際費等の支出があったものとする。 ㈱　措置法令第37条の５第１項に規定する「飲食費として支出する金額」とは、その飲食等のために要する費用の総額をいう。したがって、措置法第61条の４第６項第２号の規定の適用に当たって、例えば、本文の⑴又は⑵の場合におけるこれらの法人の分担又は負担した金額については、その飲食等のために要する費用の総額を当該飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が10,000円以下であるときに、同号の規定の適用があることに留意する。ただし、分担又は負担した法人側に当該費用の総額の通知がなく、かつ、当該飲食等に要する１人当たりの費用の金額がおおむね10,000円程度に止まると想定される場合には、当該分担又は負担した金額をもって判定して差し支えない。	⑵　同業者の団体等が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をしてその費用を法人が負担した場合においても、交際費等の支出があったものとする。 ⑶　法人が団体等に対する会費その他の経費を負担した場合においても、当該団体が専ら団体相互間の懇親のための会合を催す等のために組織されたと認められるものであるときは、その会費等の負担は交際費等の支出があったものとする。 ㈱　措置法令第37条の５第１項に規定する「飲食費として支出する金額」とは、その飲食等のために要する費用の総額をいう。したがって、措置法第61条の４第６項第２号の規定の適用に当たって、例えば、本文の⑴又は⑵の場合におけるこれらの法人の分担又は負担した金額については、その飲食等のために要する費用の総額を当該飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下であるときに、同号の規定の適用があることに留意する。ただし、分担又は負担した法人側に当該費用の総額の通知がなく、かつ、当該飲食等に要する１人当たりの費用の金額がおおむね5,000円程度に止まると想定される場合には、当該分担又は負担した金額をもって判定して差し支えない。

十三　第66条の２（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（本制度の適用対象から除外されない同族会社の範囲） 66の２－４　措置法第66条の２第１項及び措置法令第39条の10の２第４項に規定する「同族会社でない法人」には、同族会社（法第２条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。）でない法人を同族会社であるかどうかの判定の	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
基礎となる株主に選定したことによって同族会社となる場合のその同族会社（以下「非同族会社の子会社」という。）、当該非同族会社の子会社を同族会社であるかどうかの判定の基礎となる株主に選定したために同族会社となる場合のその同族会社（以下「非同族会社の孫会社」という。）、当該非同族会社の孫会社を同族会社であるかどうかの判定の基礎となる株主に選定したために同族会社となる場合のその同族会社等、同族会社でない法人の直接又は間接の同族会社も含まれる。	

十四　第66条の５の２及び第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人が発行した債券を取得した者が実質的に多数でないもの） 66の５の2－12　金融商品取引業者等（金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下66の５の２－12において同じ。）が会社法第679条に規定する募集社債の総額の引受けを行う契約又はこれに準ずる外国の法令に基づくものを締結し、社債（同法第２条第23号に規定する社債又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下66の５の２－12において同じ。）を取得する場合において、当該社債が発行された日に当該社債を取得した者が当該金融商品取引業者等又は当該金融商品取引業者等から当該社債の販売を目的として取得した他の金融商品取引業者等のみであっても、複数の者（措置法令第39条の13の２第14項各号に掲げる者を除く。以下66の５の２－12において同じ。）が、その発行された日までに当該金融商品取引業者等又は当該他の金融商品取引業者等に対して当該社債の買付けの申込みをしており、かつ、当該複数の者が当該申込みの際に定められた払込みの期日までに当該社債に係る払込みをしているときには、当該社	（法人が発行した債券を取得した者が実質的に多数でないもの） 66の５の2－12　金融商品取引業者等（金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下66の５の２－12において同じ。）が会社法第679条に規定する募集社債の総額の引受けを行う契約又はこれに準ずる外国の法令に基づくものを締結し、社債（同法第２条第23号に規定する社債又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下66の５の２－12において同じ。）を取得する場合において、当該社債が発行された日に当該社債を取得した者が当該金融商品取引業者等又は当該金融商品取引業者等から当該社債の販売を目的として取得した他の金融商品取引業者等のみであっても、複数の者（措置法令第39条の13の２第14項各号に掲げる者を除く。以下66の５の２－12において同じ。）が、その発行された日までに当該金融商品取引業者等又は当該他の金融商品取引業者等に対して当該社債の買付けの申込みをしており、かつ、当該複数の者が当該申込みの際に定められた払込みの期日までに当該社債に係る払込みをしているときには、当該社

改　　正　　後	改　　正　　前
債は措置法第66条の５の２第２項第３号ホに規定する「その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるもの」には該当しない。	債は措置法第66条の５の２第２項第３号ニに規定する「その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるもの」には該当しない。

十五　第66条の10《技術研究組合の所得の計算の特例》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（目的とする固定資産の賦課金による取得等ができなかった場合の仮受経理） 66の10－1　措置法第66条の10第１項に掲げる法人が、同項に規定する試験研究用資産を取得し、又は製作するための費用を賦課し、その賦課に基づいて納付された事業年度においてその目的とした同項に規定する試験研究用資産を取得し、又は製作することができなかった場合において、その納付された賦課金を仮受金として経理したときは、その取得できなかった又は製作できなかったことについて相当の事由があると認められる場合に限り、そのできないと認められる事由が消滅し当該試験研究用資産を取得し、又は製作するために通常要すると認められる期間を経過するまでは、これを認める。	（賦課金により目的とする固定資産を取得できなかった場合の仮受経理） 66の10－1　措置法第66条の10第１項に掲げる法人が、同項に規定する試験研究用資産を取得し、又は製作するための費用を賦課し、その賦課に基づいて納付された事業年度においてその目的とした同項に規定する試験研究用資産を取得することができなかった場合において、その納付された賦課金を仮受金として経理したときは、その取得できなかったことについて相当の事由があると認められる場合に限り、そのできないと認められる事由が消滅し当該試験研究用資産を取得するために通常要すると認められる期間を経過するまでは、これを認める。

十六　第67条の５《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（常時使用する従業員の範囲） 67の5－1の2　措置法令第39条の28第１項各号に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当	（常時使用する従業員の範囲） 67の5－1の2　措置法令第39条の28第１項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従

改　　正　　後	改　　正　　前
該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。	事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

十七　第 68 条の２の３(適格合併等の範囲等に関する特例) 関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（名義株がある場合の特定支配関係の判定） **68 の２の 3(1)－1**　措置法第 68 条の２の３第５項第３号の規定の適用上、一方の内国法人と他方の内国法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の株式を保有する関係があるかどうかは、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定する。	**（名義株がある場合の特定支配関係の判定）** **68 の２の 3(1)－1**　措置法第 68 条の２の３第５項第２号の規定の適用上、一方の内国法人と他方の内国法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の株式を保有する関係があるかどうかは、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定する。

十八　経過的取扱い

改　　正　　後	改　　正　　前
（経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合） 別に定めるものを除き、改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第 151 号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第 24 号）をいう。以下同じ。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
取扱いの例による。 **（経過的取扱い⑵…補塡額の範囲に関する改正通達の適用時期の取扱い）** 　法人の事業年度が令和６年４月１日前に開始し、かつ、同日以後に終了する場合の給与等の支給額の計算における「他の者から支払を受ける金額」について、当該法人がこの法令解釈通達による改正後の 42 の 12 の５－２の「補塡額」によることとしている場合には、これを認める。 　法人が通算法人である場合において、他の通算法人の事業年度が同日前に開始し、かつ、同日以後に終了するときの当該他の通算法人の給与等の支給額の計算における「他の者から支払を受ける金額」についても同様とする。	（新　設）